

随意契約理由書

1 案件名称

もと市民交流センターよどがわ外4施設機械警備業務委託

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

もと市民交流センターよどがわ外4施設については、財産処分までの期間を対象とした警備となる。また、新たな事業者と契約を締結した場合、機械設置のための初期投資（工事費等）が必要となることを考慮すると、現行の機械警備を実施している業者の機械を活用し警備を行う方が市費の支出減となることから、現在機械警備を行っている業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

市民局総務部財産活用担当（電話番号：06-6208-7624）

随意契約理由書

1 案件名称

消費生活相談業務の処理にかかわる法律相談

2 契約の相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

当該業務は、本市の相談員が受けた複雑高度化している消費者関連問題の様々な相談内容について、法的見解に基づいた助言を行うことから、特定商取引法や消費者契約法等の消費者保護に関連する法律や消費者紛争をめぐる判例動向・情報に精通し、消費者問題に関する訴訟や消費者と事業者との間のあっせんについての実績のある弁護士を確保しなければならない。また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている 4000 名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に委託することがより妥当であり、当該事業者以外では履行が困難なものである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局 区政支援室 消費者センター（電話番号 06-6614-7523）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る運營業務

2 契約の相手方

株式会社セレッソ大阪

3 随意契約理由

当事業は、スポーツを通じて幅広い年齢層を対象に人権に関する情報を広く発信し、多くの方々に人権尊重の重要性について理解を深め、人権への関心を高めることを目的としている。

スポーツのなかでも、Jリーグは地域密着を基本理念とし、青少年や地域社会等に大きな影響力を有しているため、Jリーグチームと連携を図ることで、より大きな効果が見込まれる。

そのため、本市に所在している唯一のJリーグチームである「セレッソ大阪」と連携・協力して実施する。

以上のことから、セレッソ大阪の運営会社である大阪サッカークラブ株式会社と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

女性活躍促進情報発信事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社サイノス

3 随意契約理由

本事業は、女性活躍促進の取組や、社会のさまざまな分野でその能力を十分に発揮し活躍している女性を、主にインターネットを活用して、広く世間に発信することで、市民・企業（団体）等の理解を深めるとともに、より多くの市民・企業（団体）等へ届けるためのホームページの構成や SNS 等の活用方法、本事業の趣旨を踏まえた記事を作成する業務に対して、最も適した内容・手法により実施させる必要があることから、競争入札によるよりも契約の目的、内容に照らしそれに相応する技術、経験、資力、信用等を有する者を契約の相手方に選定するという方法をとるのが、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06-6208-7355）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 大阪市人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」企画・編集等にかかる業務

2 契約の相手方

株式会社 ITP

3 随意契約理由

本件契約は、人権啓発情報誌を通じ若年層をはじめとする市民が人権問題への正しい認識を深めることを目的とする事業について、市民（特に若年層）にまずは本誌を手にとってもらい、本誌を通じてより多くの市民が人権に興味をもち、人権課題を身近に感じることで、人権尊重の重要性について市民の理解が深まるという成果を上げるために、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

株式会社石田大成社は、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、企画編集力、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度指定区における夜間の青色防犯パトロール業務委託

2 契約の相手方

株式会社オリエント・サービス

3 随意契約理由

指定区における夜間の青色防犯パトロール業務委託については、市民が安全で安心して暮らせるまちをめざし、街頭犯罪発生件数のさらなる減少に向けた取り組みとして、平成21年8月から実施している。

本事業については、一般競争入札により令和2年4月に契約を行うが、事業開始の準備期間として、要件を備えた青パトの準備や活動員の確保、府警による証明書の申請などに、概ね2か月を要するため、パトロールの実施は6月1日からとならざるを得ない。しかしながら、4月及び5月の間、本事業が途切れることとなれば、その期間の犯罪発生の増加が強く懸念される。また、青パト活動のような警戒活動については、継続して監視の目を光らせることが犯罪抑止に繋がることから継続して実施する必要がある。

4月及び5月に事業を実施するにあたっては、回転灯、スピーカーなどの装備を整えた青パト3台以上、青パト活動のための実施者証を携帯している活動員の確保、団体が判別できる活動員の服装などが最低要件となる。これらのため、4月1日からの事業開始においては、現在業務を委託している株式会社オリエント・サービス以外では履行が困難である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

市民局区政支援室地域安全担当（電話番号：06-6208-7372）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市地域公共人材活用促進事業

2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪NPOセンター

3 随意契約理由

本件契約は、地域における市民活動の振興に向けて、課題抽出や、地域や社会の資源の橋渡しなどのための調整等、活動主体間の話し合いを促す「地域公共人材」を充実し、地域での活用を促進することを目的とする事業について、地域公共人材の存在がより多くの市民活動団体等に知られるとともに、地域公共人材の活用により、多様な活動主体同士の連携・協働事例が生まれるという成果を上げるために、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域支援グループ（電話番号：06-6208-7344）

随意契約理由書

1 案件名称

もと市民交流センターすみよし南用地等における嘱託登記業務

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

(1) 本件業務について

もと市民交流センターすみよし南用地（住吉区浅香2丁目178番3 他41筆）は、公図が混乱しているため、売却に向けて公図整理を行う必要があるが、関係する土地だけで60筆以上もあるため、資料調査（公簿調査・地図類調査・図面類調査）・現地調査（事前調査・筆界確認）・立会・面積測量・境界標設置・各種申請手続（分筆・合筆・地積の変更・校正・地目の変更など）・現況平面測量などの公図整理に必要な業務量は相当な量となる。また、それらの業務はいずれも専門性が高いことに加え、資料相互間での矛盾や不備もあるため、資料・現地調査・測量の結果等を総合的に分析検討し、本件地域の公図整理を迅速かつ適切に進めていくには、相当高度な知識や経験を有していること、公図整理対象区域の事情・経過に精通していること、組織的に事業を進められる体制を備えていること等が必要となっている。

(2) 本件契約相手方について

本件契約相手方は、地域官公署等の不動産の適正・迅速な登記に寄与することを目的として、地域官公署からの土地家屋調査士業務を受託するべく土地家屋調査士法に基づき、設立された唯一の公益法人であり、府下全域の土地家屋調査士・調査法人の多くが加入し、専門的能力を結合して業務を遂行できる体制を整えているため、大規模・錯綜する公図整理を行うことができるうえ、本件地域に隣接する浅香1丁目57番11内他3筆の公図整理も行った実績（平成23年度）もあり、地域の状況・経過にも十分精通している。

以上により、上記相手方と契約しなければ、その目的を達することができないため、契約の地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部財産活用担当（電話番号：06-6208-7624）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）

2 契約の相手方

大阪市企業人権推進協議会

3 随意契約理由

当業務は、企業・事業所の経営者や労務・人事担当の管理職などを対象に、本事業における人権啓発講座を通じて、人権問題への理解を深めることにより、企業等が人権を尊重した企業活動を積極的に展開し社会的責任を果たしていくことを目的とする事業について、「効果的な研修内容・手法により、企業等の労務・人事担当の管理職などが基礎知識・啓発スキルを習得し有意義な社内人権啓発の実施に役立つ。」といった成果を上げるために、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

大阪市企業人権推進協議会は、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談

事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同協議会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 大阪市市民活動総合ポータルサイト運営等業務(大阪市市民活動総合支援事業)

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

3 随意契約理由

本件契約は、誰もが市民活動に役立つ情報を容易に取得できる環境を作ることを目的とする業務について、ポータルサイトの利便性・有用性を高めるシステム構築・機能追加により、利用者にとって魅力的で訴求力のある情報発信サイトとするという成果を上げるために、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域支援グループ(電話番号:06-6208-7344)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、富士ゼロックスシステムサービス株式会社のパッケージソフトを使用したシステムであり、他業者が当該システムの保守を手掛けるには、システムの使用許諾の問題はもとより、システム自体の解析から始めなければならないなど技術的にも非常に困難である。

このため、安全かつ確実に保守業務を行えるのは、当該システムの製造元である富士ゼロックスシステムサービス株式会社のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により同社と特名随意契約を締結する

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市人権相談事業

2 契約の相手方

一般社団法人おおさか人権ネットワーク

3 随意契約理由

人権相談事業は、相談者の複雑、多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済

につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

一般社団法人おおさか人権ネットワークは、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権

啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市法律相談業務委託

2 契約の相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

本事業は、法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものであり、その履行にあたっては、区役所での法律相談、ナイター法律相談、日曜法律相談の相談定例日に必要数の弁護士(のべ1,731人)を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている4,000名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に業務委託することが必要である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会を相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室区行政制度担当（電話番号：06-6208-7324）

随意契約理由書

- 1 案件名称
戸籍情報システムソフトウェア使用許諾
- 2 契約の相手方
富士ゼロックスシステムサービス株式会社
- 3 随意契約理由
本ソフトウェアの著作権については、契約の相手方が有しているため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により同社と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度住民基本台帳等事務システム運用保守業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部総務課住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

随意契約理由書

1 案件名称

しごと情報ひろば総合就労サポート事業

2 契約の相手方

株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部

3 随意契約理由

しごと情報ひろば総合就労サポート事業は、受注者が、「就職者数」を成果目標指標とした企画提案を行い、これに基づいて事業を行うこととなっており、この下限を設けた成果目標達成を実現する就労支援事業を実施するためには、高度なノウハウや応用力等を持った事業者を選定する必要がある。したがって、単なる価格競争ではなく、事業の内容・手法並びに成果の目標値について事業者から提案させ、学識経験者等で構成する選定会議において、提案内容により事業目的の達成のため最も適した事業者を選定し委託する方法が、最大限の事業効果を引き出せるものであり、契約の目的を達成する上で妥当であるため、公募型プロポーザルにより事業者選定を行うこととした。今回、契約を締結する相手方は、選定会議において選定された事業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06-6208-7351）

随意契約理由書

1 案件名称

クレオ大阪情報提供システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

現行、クレオ大阪情報提供システムは指定管理者が指定管理業務代行料にて開発し、管理するシステムであるが、令和2年4月1日より、当該システムを本市によって管理することとなるため、これまで指定管理者と当該システム保守業者にて交わされていたシステム保守業務委託契約について、令和2年度より本市が当該システム保守業者と契約する必要がある。クレオ大阪情報提供システムは富士テレコム株式会社により開発されたパッケージシステムであり、保守についてもパッケージソフトの提供ベンダーである富士テレコム株式会社のみが実施できるため、本事業者と契約する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）